別紙 2-1_事務の概要（軽自動車税）

４月１日時点で区内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する納税者に対して、賦課決定を行い、納税者に税額を通知し、徴収する。

（１） ４月１日に区内に定置場が所在する軽自動車等を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。（地方税法第 443 条、第 449 条）

（２） 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。（地方税法第 452 条）

① 原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識及び標識交付証明書を交付する。抹消した場合は標識を回収し廃車申告受付書を交付する。入手の頻度は随時。

② 納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。

③ 譲渡や転入などで、前所有者や前住所での廃車申請が未済の原動機付自転車及び小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税課税物件異動通知書」を送付する。｛平成元年５月２日付　元協議一発第 207 号・特別区税務課長会通知（平成 23 年３月 14 日一部取扱改正）

④ 軽自動車（三輪・四輪）については軽自動車検査協会の窓口、二輪の小型自動車については運輸支局の窓口にて収受した軽自動車税申告書（報告書）を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、配達記録が残る郵送で入手する。また、二輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会及び運輸支局から LGWAN を経由して入手する。郵送の場合は毎月２回程度、LGWAN 経由の場合は２日に１回程度。

なお、軽自動車税申告書（報告書）の内容は、新規登録（購入・譲渡・転入など）、廃車（廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など）、変更（名義・住所・氏名・定置場・車両番号など）などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。

⑤ 納税通知書（税額決定通知書）について、電子での受け取り希望をする納税義務者からの電子送付希望申請等を LGWAN 経由で受領する。

（３） 賦課決定を行い、通知書データを委託先に提供し、印字・封入・封緘作業を行う。

（４） 委託先より提供したデータの返却を受け、通知書を受領する。

（５） 納税者に対し、納税通知書（税額決定通知書）を送付する。納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて住所確認を行う。（地方税法第 20 条の 11）（住民基本台帳法別表第二　２の２項）

（６） 納税者から減免申請書を受領する。（地方税法第 456 条、大田区特別区民税条例第 46 条・第 46 条の２、大田区軽自動車税減免処理要綱第３条）

（７） 減免の該当となるか、生活保護・障害者等情報を、必要に応じて連携基盤もしくは情報提供ネットワーク等を利用して調査する。

（８） 減免の該当となる場合、減免決定通知書を送付する。
（９） 税額決定通知書に基づき収納する。（地方税法第 451 条）
(10) 軽自動車賦課情報に基づき徴収する。
(11) 過誤納金に係る還付・充当通知書を送付する。
(12) 法定納期限後、納付確認のできない者へ督促状を送付する。督促状発付後も未納の者へ催告書を送付する。
(13) 納付状況により財産状況を調査し、差押、交付要求、公売、猶予、執行停止の処分を行う。
(14) 申請に基づき軽自動車税納税証明書を交付する。（道路運送車両法第 97 条の２（随時）
(15) 車検時における、軽自動車検査協会及び運輸支局からの軽自動車税の納付状況確認に応じるため、地方税共同機構に納付状況の提供をする。（道路運送車両法第 97 条の２）（随時）

【随時】
（ア） 警察や公安委員会などから物件照会の要求があった場合、情報の提供を行う。（刑事訴訟法第 197 条第２項・第 507 条、道路交通法第 51 条の５第２項）
（イ） 原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者が他の市区町村に転出した場合等において、転入先の市区町村から当該申告内容を受領する。また、反対に他の市区町村から大田区に転入した場合等においては、転出先の市区町村に当該申告内容を送付する。
（ウ） 二輪の小型自動車、二輪の軽自動車の所有者等に変更が生じた場合、軽自動車検査協会もしくは運輸支局内の各関係団体において所有者が申告を行った内容について、所有者本人から直接もしくは当該関係団体を経由して申告書を受領する。受領した申告書の内容が他自治体における賦課に関わるものである場合は、当該申告書の副本（控え）を他自治体へ回送する。
（エ） 法務省に市区町村民税に係る納税情報を、情報提供ネットワークシステム通じて情報提供を行う。
（オ） 市区町村と滞納情報の照会及び回答を行う。
（カ） 国税庁と滞納情報の照会及び回答を行う。